


Q&A 集 (2020年3月1日初版作成) ※4月10日改訂

- <ご注意!> ・今後、政府から発信される情報は様々な動向や状況によって回答も変わってくる可能性があります。その点、何卒ご了承ください。
- ・ **青いマーカーの部分**が、最新の「追加、訂正」箇所になります。

●基本的な Q&A

質問	回答
コロナウイルス対策の金融、資金調達、資金繰り対策についての情報はどこにアクセスすればよいのか？	<p>中小事業者の方は以下の3つの窓口を確認してください。</p> <p><経産省、中小企業庁> ・【経産省】新型コロナウイルス感染症関連 https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html</p> <p><日本政策金融公庫> ・新型コロナウイルスに関する相談窓口 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html</p> <p><金融庁> ・新型コロナウイルス感染症関連情報 https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html</p> <p>また、中小企業施策の全体像やパンフレットについては以下をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・【全体像】(第1弾) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pdf/yobihi_gaiyo_0214.pdf・【パンフ】(第1、2弾) 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf (※随時、更新されています) <p><厚労省> 雇用調整助成金など</p> <ul style="list-style-type: none">・働く方と経営者の皆さまへ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata




●日本公庫関連（貸付）に関する Q&A

質問	回答
<p>日本公庫が実施している貸付制度はどのような全体像になっているのか？</p>	<p>以下のような全体像となっています。</p>  <p>・パンフ 資金繰り支援内容一覧 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf</p> <p>メインは「新型コロナウイルス感染症特別貸付」です。利子補給制度によって実質無利子になる場合があります。また、セーフティネット貸付、そして商工会などの会員事業者においては、マル経融資が緩和されています。</p>
<p>日本公庫のどこに相談すればよいのか、分からない。 また相談はどこにすればよいのか？</p>	<p>以下のページに掲載されていますので、ご確認ください。</p> <p>・新型コロナウイルスに関する相談窓口 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html</p> <p>ここには、支店なども掲載されていますので、最寄りの支店も調べましょう。</p>
<p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は金利が下がっているが、無利子にはなっていない。どういうこと</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」だけでは、無利子にはなりません。利率に関しては、「基準利率」となっています。ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率「▲0.9%」、4年目</p>

<p>か？</p>	<p>以降は基準利率となっています。</p> <p>4月1日現在の基準金利は1.36%となっていました。融資後3年目までは基準利率「▲0.9%」です。つまり「0.46%」になります。これだけでも有難いですよね。4年目以降は、1.36%となります。</p> <p>3年間の0.46%に関してですが、「特別利子補給制度」の対象になる事業者さんは、まずは支払って、後ほど利子補給されるというスキームです。特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が中小企業庁ホームページ等で公表されることになっています。</p> <p>参考までに、以下は4月1日時点のコロナ特別貸付の金利です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>4.災害貸付、東日本大震災復興特別貸付（震災セーフティネット関連を除く）、平成28年熊本地震特別貸付（その他被害者を除く）、平成30年7月豪雨特別貸付（その他被害者を除く）、令和元年台風第19号等特別貸付（その他被害者を除く）、新型コロナウイルス感染症特別貸付をご利用される方</p> </div> <p style="text-align: center;">（令和2年4月1日現在、年利%）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基準利率</th> <th>特別利率A</th> <th>特別利率B</th> <th>特別利率C</th> <th>特別利率D</th> <th>特別利率E</th> <th>特別利率J</th> <th>特別利率P</th> <th>特別利率Q</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.36</td> <td>0.96</td> <td>0.71</td> <td>0.46</td> <td>0.71</td> <td>0.10</td> <td>0.31</td> <td>1.16</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.25</td> <td>1.00</td> <td>0.75</td> <td>1.00</td> <td>0.25</td> <td>0.60</td> <td>1.35</td> <td>1.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>・出典：https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html#m04</p>	基準利率	特別利率A	特別利率B	特別利率C	特別利率D	特別利率E	特別利率J	特別利率P	特別利率Q	1.36	0.96	0.71	0.46	0.71	0.10	0.31	1.16	0.96	～	～	～	～	～	～	～	～	～	1.65	1.25	1.00	0.75	1.00	0.25	0.60	1.35	1.25
基準利率	特別利率A	特別利率B	特別利率C	特別利率D	特別利率E	特別利率J	特別利率P	特別利率Q																													
1.36	0.96	0.71	0.46	0.71	0.10	0.31	1.16	0.96																													
～	～	～	～	～	～	～	～	～																													
1.65	1.25	1.00	0.75	1.00	0.25	0.60	1.35	1.25																													
<p>「セーフティネット貸付」と「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のどちらを利用すればよいのか？</p>	<p>やはり、<u>実質無利子融資</u>である「<u>新型コロナウイルス感染症特別貸付</u>」をお勧めします。何と言っても実質無利子融資であることが理由です。どうしても売上高減少要件に合致しない場合は、通常のセーフティネット貸付（要件緩和されています）を利用することになります。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症特別貸付 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</p> <p>・セーフティネット貸付 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html</p>																																				
<p>セーフティネット貸付の要件が緩和について教えて</p>	<p>「セーフティネット貸付」は要件が緩和されています。現在のところ、「<u>売上高の減少等の程度に関わ</u></p>																																				

<p>ほしい。</p>	<p>らず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資」となっていますので、<u>現在影響を受けていなくても対象となります。</u></p> <p><参考></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置</p> <p>2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、<u>「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。</u></p> <p>・パンフより https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf</p>
<p>現在は何とか売上を維持できているが、もう限界になりそう。コロナ特別融資を利用できるのか？</p>	<p>そういう事業者さんもあると思われます。5%基準を満たしていないと、コロナ特別貸付の対象にはなりません。しかしながら、上記で説明したセーフティネット貸付は対象になります。確かにコロナ特別貸付と比較すると金利負担など発生しますが、是非ご検討ください。</p> <p>また、一部の経営者様においては、コロナ特別貸付の対象になるまで資金を借りない、という方がいらっしゃいますが、確かに、そのお考えを否定はしません。しかしながら、一刻も早く手元資金を増やすことを最優先にして頂きたいと思います。<u>今後、売上が減少した際には、コロナ特別貸付への振り替えを検討してくれる可能性もあるかもしれません。是非、そう願いたいものです！！</u></p>
<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付にはどんな書類が必要になるのか？</p>	<p>以下の通り、個人と法人では異なります。</p> <p><個人></p> <ol style="list-style-type: none"> ①借入申込書 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 ③最近2期分の申告決算書の写し（青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。） ④【はじめてご利用いただく方】ご商売の概要（お客さまの自己申告書）（創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。） ⑤【はじめてご利用いただく方】創業計画書（事業を開始して間もない方） <p><法人></p>

	<p>①借入申込書 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 ③最近2期分の確定申告書・決算書の写し（勘定科目明細書を含みます。） ④【はじめてご利用いただく方】法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ⑤【はじめてご利用いただく方】ご商売の概要（お客さまの自己申告書）（創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。） ⑥【はじめてご利用いただく方】創業計画書（事業を開始して間もない方）</p> <p>またこれに掲載されていない資料が必要な場合は、公庫さんが教えてくれますので、ご安心ください。 本人確認資料や通帳などが要求される場合もあります。</p> <p>詳細については以下からご確認ください。 ・ご提出書類・お申込手続き https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid_19_info_a.pdf</p>
<p>実質「無利子融資」のスキームとは？実質とはどういうことか？</p>	<p><u>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「危機対応融資」に「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化を実現しています。</u></p> <p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」とは、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し（5%の売上減少など）、融資枠別枠の制度になります。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施しています。融資限度額は、国民事業6,000万円、<u>当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利</u>になっています。据置期間は最長5年、3月17日より制度適用開始されています。</p> <p>「特別利子補給制度」とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、<u>特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者</u>などに対して利子補給を行います。基準は以下の通りです。</p> <p>①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少</p> <p>期間は、借入後当初3年間です。補給対象上限は国民事業3,000万円となっています。特に個人事業主は要件なしです。とても有難いですよね！</p>

	<p><注意!> ※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁 HP 等で公表予定です。 ※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。</p>
<p>「[新型コロナ関連] マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」が緩和されているようですが、自社は融資の対象になるのか？</p>	<p>現在、マル経においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置が実施されています。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げを実施します。据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。3月17日より制度適用開始されています。</p> <p>商工会などの会員になっているようでしたら、商工会に相談してみてください。本制度を活用するのか、それともコロナ特別貸付を利用するのか？その点については、商工会や日本公庫、専門家などの意見を聞いてご判断されることをお勧めします。</p> <p>・[新型コロナ関連] マル経融資（小規模事業者経営改善資金） https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#covid_19</p>
<p>生活衛生関係（飲食、理美容など）の事業を営む事業者向けにも融資制度があると聞きましたが、どういう制度なのか？ 通常の日本公庫の融資制度とどちらを利用すればよいのか？</p>	<p>以下の日本公庫のHPをご確認ください。</p> <p>・新型コロナウイルスに関する相談窓口 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>2.生活衛生関係の事業を営む皆さまへ【国民生活事業】</p> <p>(1)生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ご提出書類・お申込手続き  生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ&A  「実質無利子化」について </p> <p>(2) [新型コロナ関連] 生活衛生改善貸付</p> <p>(3)新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</p> </div> <p>概要は、一般融資とほぼ同じような支援内容になります。<u>生活衛生関連の組合に所属している事業者の方は組合の担当窓口にご相談されてみてください。</u>制度の概要などについてよく分からない場合は日本公庫、及び専門家などにご相談されるようにしてください。</p>

	<p>また「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」は、<u>組合員以外の方は設備資金のみの取扱いとなります</u>が（組合員以外の場合は知事の推薦書が必要）、<u>通常の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」では、運転資金、設備資金ともに利用することができます。</u>よって、組合員でない事業者の方は、通常の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の利用を検討することになります。</p> <p>少々難しく思われるかもしれませんが、不明な点については日本公庫、及び専門家などにご相談されるようにしてください。</p>
<p>「セーフティネット貸付」と「新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付」のどちらを利用すればよいのか？</p>	<p><u>多くの事業者が利用できるのが「セーフティネット貸付」です。</u>これが原則です。「<u>新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</u>」は「<u>旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業</u>」を対象としています。条件を比較すると「セーフティネット貸付」の方が利用しやすそうに思えます。「セーフティネット貸付」は要件が緩和されていて、「<u>売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資</u>」となっています。</p> <p>なお、「<u>新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</u>」の利用にあたっては、「<u>新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料</u>」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「<u>振興事業に係る資金証明書</u>」が必要となります。よって、<u>組合員である事業者の場合は、組合に相談するとスムーズに進捗するかもしれません。</u>すぐに組合の担当者に相談してみてください。</p>

●信用保証関連（セーフティネット保証、危機関連保証）に関する Q&A

質問	回答								
<p>信用保証の支援の全体像はどうなっているのか？</p>	<p>以下のような概要になっています。</p> <div data-bbox="819 284 1816 600" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">信用保証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 <small>※保証対象業種に限る。</small></p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <p>一般保証枠 (2.8億円) +</p> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <p>SN保証枠 (2.8億円) +</p> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <p>危機関連保証枠 (2.8億円)</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p><small>4号：100%保証 (全都道府県) 5号：80%保証 (指定業種) 別枠 (2.8億円) は共有</small></p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p><small>危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)</small></p> </td> <td></td> </tr> </table> <p><small>※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。</small></p> </div> <p>・パンフ 資金繰り支援内容一覧 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf</p> <p>「一般+SN+危機関連」の三階建て信用保証になっています。現在、無担保枠をぎりぎり利用されている方でも、<u>無担保ですと、「SN+危機関連」で1.6億円(8千万円+8千万円)の別枠にて保証枠が設定されていること</u>になります。当然のことですが、保証に関しては審査の上決定いたします。</p>	<p>セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。</p>	<p>危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 <small>※保証対象業種に限る。</small></p>	<p>一般保証枠 (2.8億円) +</p>	<p>SN保証枠 (2.8億円) +</p>	<p>危機関連保証枠 (2.8億円)</p>	<p><small>4号：100%保証 (全都道府県) 5号：80%保証 (指定業種) 別枠 (2.8億円) は共有</small></p>	<p><small>危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)</small></p>	
<p>セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。</p>	<p>危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 <small>※保証対象業種に限る。</small></p>								
<p>一般保証枠 (2.8億円) +</p>	<p>SN保証枠 (2.8億円) +</p>	<p>危機関連保証枠 (2.8億円)</p>							
<p><small>4号：100%保証 (全都道府県) 5号：80%保証 (指定業種) 別枠 (2.8億円) は共有</small></p>	<p><small>危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)</small></p>								
<p>セーフティネット保証4号と5号の違いは？</p>	<p>SN4号は「突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置」です。SN5号は「(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置」です。よって対象の定義も異なります。<u>4号は指定を受けた「地域」の企業が対象となります。5号は指定された「業種」の企業が対象となります。</u></p> <p>また売上高の減少幅によっても異なります。</p> <table border="1" data-bbox="824 1094 2085 1241" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">4号</td> <td>前年同月に比して <u>20%以上減少</u>しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <u>20%以上減少</u> することが見込まれること。→20%基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5号イ)</td> <td>最近3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> の中小企業者。→5%基準</td> </tr> </table> <p>次に、貸し倒れた際の代位弁済の率が4号は100%保証、5号は80%保証となっており、金融機関として100%保証である4号の方が有難いといえるでしょう。</p>	4号	前年同月に比して <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <u>20%以上減少</u> することが見込まれること。→ 20%基準	5号イ)	最近3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> の中小企業者。→ 5%基準				
4号	前年同月に比して <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <u>20%以上減少</u> することが見込まれること。→ 20%基準								
5号イ)	最近3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> の中小企業者。→ 5%基準								
<p>「セーフティネット保証4号、5号」と「危機関連保証」の違いは？</p>	<p>全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比 ▲15%以上減少 する中小企業・小規模事業者</p>								

	<p>に対して、更なる別枠（2.8 億円）を措置しています。これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大 5.6 億円（無担保保証枠 1.6 億円）の信用保証枠が設定されることとなります。</p> <p><イメージ></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【イメージ図】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;">一般保証枠（2.8億円）</td> <td style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">+</td> <td style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;">SN保証枠（2.8億円）</td> <td style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 2px solid red; background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;">危機関連保証枠（2.8億円）</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;"> 4号：100%保証（全都道府県） 5号：80%保証（指定業種） 危機関連保証：100%保証（全国・全業種） </p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。 別枠（2.8億円）は共有</p> </div> <p>「一般保証」の次に「SN4号、5号」という枠組みです。さらに保証が必要になった場合には、「危機関連保証」というイメージです。また、それなりに売上規模や事業規模のある中小企業の場合は、もちろん、同時に「SN保証」＋「危機関連保証」という枠組みの可能性もあります。</p>	一般保証枠（2.8億円）	+	SN保証枠（2.8億円）	+	危機関連保証枠（2.8億円）
一般保証枠（2.8億円）	+	SN保証枠（2.8億円）	+	危機関連保証枠（2.8億円）		
<p>セーフティネット保証4号と5号のどちらを利用すればよいのか？</p>	<p>コロナウイルス対策としては、<u>4号は全国が対象</u>となっていますので、全国の中小事業者が対象となります。<u>5号は指定業種になっていない事業者は申請することはできません</u>ので、自社が指定業種に属するかどうかを確認してください。もし、5号の指定業種でなければ4号を申請するしかありません。</p> <p><5号の指定業種について>https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</p> <p>また、<u>売上の減少幅によっても異なります</u>。20%基準と5%基準がありますので、減少幅も考慮する必要があります。また<u>5号にはイ）とロ）の二つの対象基準があります</u>ので、ロ）の基準にも当てはまるかどうかを確認してください（ロは20%基準）。「イ）なのか？ロ）なのか？」についても判断が必要になります。</p> <p><参考資料>セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2014/140303gaiyou.pdf</p> <p>5号に関しては、少々複雑に感じられるかもしれません。不明な点については、認定申請の市区町村窓口、信用保証協会、又は取引先の金融機関などに相談するようにしてください。なお、<u>金融機関としては、100%保証の4号の方が有難い</u>ですよね。</p>					
<p>セーフティネット保証などの認定申請基準が緩和</p>	<p>2020年3月3日に、5号の認定申請の要件が以下のように緩和されました。新型コロナウイルス感染症に</p>					

されていると聞きましたが、どのような緩和がされているのか？

よる影響の重大性に鑑み、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3ヶ月の売上が算出可能となるまでの間は、直近1ヶ月の売上高等とその後の2ヶ月間の売上高等見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行います。

※2020年3月3日公表 <経産省>セーフティネット保証5号の追加指定

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

また、前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用が緩和されています。(3月11日)

対象となる方は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方になります。

- ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、**単純な売上高等の前年比較では認定が困難**な事業者

認定基準は以下の通りです。

【認定基準】

(現状)
対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と
前年同月を比較
+
その後2ヶ月間(見込み)を含
む3ヶ月の売上高等と前
年同期を比較

運用
緩和

(緩和後)
新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

・新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

<p>自治体の HP を見てもセーフティネット保証制度に関して掲載されていない。認定申請できるのか？どうすれば？</p>	<p>一部の自治体においては、ホームページなどに掲載していないところもあるようですが、<u>セーフティネット保証の認定申請を受け付けていない</u>ということはありません。HP に掲載されていない場合は、自治体の商工課などの制度融資を扱っている部署に連絡をして相談してみてください。パンフレットや必要な書類などの説明をしてくれるはずです。</p>
<p>自治体などの利子補給や信用保証料補助などは、セーフティネット 4 号、5 号に適用されるのか？</p>	<p>自治体などの利子補給や信用保証料補助の実施については、その自治体によります。よって、<u>自治体を実施しているかどうか確認してください</u>。その場合、あっせん書などの発行手続きが必要となりますので、書類も増えますし、また、それだけ時間がかかってしまう可能性もあります。手続きの流れについては自治体に確認するようにしてください。</p>
<p>既にセーフティネット 5 号を利用しているのですが、またさらに使えるのか？4 号も利用することができるのか？</p>	<p><u>保証限度枠内なら可能性はあります</u>。併用可能です。もちろん、審査の上決定されますので謝絶されることもあります。取引先の金融機関に相談してみてください。曖昧な返答の場合は、金融機関に了承を得た上で、信用保証協会に直接ご相談してみてください。</p>
<p>自治体を実施しているコロナウイルス対策の融資制度はどうやって調べればよいのか？</p>	<p>政府レベルでの金融支援策の他、自治体レベルでもコロナウイルスの金融対策を行っています。是非、地元自治体のコロナウイルス対策融資制度について調べてみてください。</p> <p>調べ方は、「自治体名 コロナウイルス 融資」でネット検索してみてください。「自治体名」は、「都道府県」及び「市区町村」名を入れてみてください。</p> <p>自治体のコロナウイルス対策融資は、信用保証協会の信用保証付き融資となりますので、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体独自のコロナウイルス対策融資 ・セーフティネット保証 4 号 ・セーフティネット保証 5 号 <p>のどれかに申請することになります。選択ポイントは、「自らがどの制度の対象となっているのか？」「スピード感が早いのはどの制度なのか？（窓口の混雑具合等）」などについて確認して判断されてみてください。自治体や信用保証協会に相談してみてください。</p> <p><参考> 神奈川県 新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受けている中小企業の皆さまに金融支援を実施します https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/corona.html</p>

	<p>横浜市</p> <p>新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上 15%以上減少型・別枠プラス） https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/corona-plus.html</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上 5%以上減少型） https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/corona-tokubetsu5gou.html</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上 20%以上減少型） https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/corona-tokubetsu.html</p> <p>経済変動対応資金（新型コロナウイルス） https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/keizeihendou-korona.html</p> <p>経営安定資金 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/keian.html</p>
--	---

● 「日本公庫」及び「信用保証」の両方に係る Q&A

質問	回答
「保証」と「貸付」制度の違いは？	<p>まずは、相談・申請などの窓口が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証 →金融機関、信用保証協会、自治体 ・セーフティネット貸付／新型コロナ特別貸付 →日本政策金融公庫 <p>そして、「セーフティネット保証」はその名称通り「保証」です。信用保証協会の信用保証が下りて、金融機関から融資が実行されます。「セーフティネット貸付／新型コロナ特別貸付」は「貸付」です。つまり、日本政策金融公庫から直接、融資が実行されます。</p> <p>また、制度の概要も異なりますので、比較表に確認してください。</p>
「セーフティネット保証」と「セーフティネット貸付／新型コロナ特別貸付」は同時に使えるのか？	<p><u>制度上は両方の制度を利用することができます。</u>当然ですが、申請すれば必ず保証、融資が実行されるわけではなく、<u>保証・融資審査の上決定されます。</u>また、「セーフティネット保証を使っているから、もうセーフティネット貸付は利用できない」と勘違いされている方がいますが、そんなことはありません。制度上は両制度の利用が可能で、審査の上、決定されます。</p>
「保証」制度と「貸付」制度のどちらを利用すればよいのか？	<p>セーフティネット保証とセーフティネット貸付／新型コロナ特別貸付のそれぞれの条件などを考慮して検討してください。</p> <p><u>こういう有事の際は、現預金があればあるほど安心です。よって、借りられるだけ借りておく！という考え方も間違いではありません。</u>特に月商の1か月分に満たない事業者の場合は、資金を借りておきたいです。（しかしながら、原則論ですが、3か月はそれなりの業績の良い企業でないと難しいかもしれません。）</p> <p>こういう前提で判断しますと、日本公庫（セーフティネット貸付又は新型コロナ特別貸付）には、すぐに申請してください。セーフティネット保証に関しても、4号、5号のどちらかを申請するようにしてください。「どうしてもどの制度を利用すればわからない」という事業者の方は、顧問税理士か、専門家に相談するようにしてください。</p>

●その他、総合的・実務的な Q&A

質問	回答
<p><専門家向け> 事業者からの相談を受ける上で基本的なスタンスについて教えてほしい。</p>	<p>以下の5点について意識してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 資金調達が必要な事業者は、何しろ迅速な行動、対応をすること →公庫への相談、申し込み →市区町村への認定申請の手続き（金融機関と連携） →補助金、助成金などが利用できそうなら申請をする 2) 今は手元資金を厚くすることを最優先に考える！ 3) 「返済できなかったらどうするのか？」など余計なことは考えないこと →行動が遅くなります。 4) 大雑把でよいので「どれくらい必要なのか？」については試算しておきたい 5) リスクは次の段階で検討すること <p>・これらのスタンスが絶対的に正しいというわけではありません。専門家によってそれぞれの考え方があると思います。あくまでも当事務所のスタンスだと理解してください。</p>
<p>日本公庫から門前払いされました！どうすれば？</p>	<p>諦めずに食いついてください。もちろん、融資できない場合は理由があるはずですが、それを払拭しない限り、感情的に交渉しても無駄です。現在の状況下においては、さすがに門前払いはされないとはいえませんが、日本公庫さんの対応があまりにも理不尽でどうしても納得できない場合は、財務省、中小企業庁に連絡をして状況を訴えるのも一案です。そして、その見解をあらためて日本公庫に申し出てみてください。しかしながら、安易に何でもかんでも意見するのは単なるクレーム扱いにされますのでご承知ください。</p>
<p>自治体が認定申請を受け付けてくれない。また、認定基準の対象にならない！と言われてしまった。どうすれば？</p>	<p>諦めずに手続きをしてください。どうしても納得できない場合（理不尽な対応など）については、経産省、中小企業庁にクレームを入れてもよいと思います。しかしながら、安易に何でもかんでも意見するのは単なるクレーム扱いにされますのでご承知ください。</p> <p>また、担当者が、認定基準が緩和されていることを正確に理解していない場合もあり得るかもしれません。その場合は認定基準の緩和の資料を見せてあげてください。</p>

経産省は、3月3日に以下の内容の基準緩和をしています。

今回の新型コロナウイルス感染症による影響の重大性に鑑み、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近1ヶ月の売上高等とその後の2ヶ月間の売上高等見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行います。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

また、3月11日には「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じていて、①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者、②前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者」も対象としています。

【認定基準】

(現状)
対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と
前年同月を比較
+
その後2ヶ月間(見込み)を含
む3ヶ月の売上高等と前
年同期を比較

運用
緩和

(緩和後)
新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

・新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

認定要件である売上減少要件は、「原則として」という前提になっています。しかしながら、自治体として、立場的に厳密に運用してしまうと想像いたします。コロナ対応として受付が開始された2月下旬～3月上旬の頃は、杓子定規に運用して「売上が下がって3月(又は4月)の売上が確定したらあらためて認定申請にきてください」などと門前払いされた方も多かったようです。自治体側の立場も理解できます

が、こういう対応の場合は、経産省や中小企業庁に相談をされてもよいと思われます。

以下は、中小企業の正式ページに書かれている4号の「対象者」の説明になります。「原則として」と書かれています。実際に、既に柔軟に対応してくださった自治体もあったようです。

対象中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- 申請者が、下記の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 下記の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

・ 出典：https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

日本公庫の「無利子融資」を利用したいのですが、直近の月商が前年の月商と比較すると減少していない。どうすれば？

現在、以下の通り緩和されていますので、内容を確認してください。

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中
(国民生活事業)

<業歴が1年1ヵ月以上の方>
①と②を比較します。

<月の途中から売上が減少している方・
縮日が月末でない方>
起算日が属する月を記載し、当該起算日から1か月の売上高を記載してください。
(例) 3月25日から4月24日までの売上高を記載する場合は、「令和2年3月」と記載

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高(①)	令和2年3月	① 1,234千円
い ず れ か 一 方 →	<input type="checkbox"/> 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。	
	前年(前々年)同期の売上高(②)	平成31年3月 ② 1,567千円

	<p>・出典 https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/covid_19_2_rei_200313a.pdf</p> <p>また、日本公庫の Q&A 集には以下のように書かれています。</p> <p><ご利用いただける方について></p> <p>Q ご利用いただける方は「最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している方」とされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響でここ 2 週間で売上が急減しているものの、今月の売上高としては前年または前々年の同期と比較すると増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。</p> <p>A 「最近 1 ヶ月の売上高」は、単純な前年または前々年同期の月の売上高との比較だけでなく、売上高の確認日を基準として、①確認日の前月の売上高又は②確認日の前日や直近の売上集計日から遡って 1 ヶ月の売上高を確認させていただきます。</p> <p>たとえば、確認日が令和 2 年 3 月 18 日の場合は、最近 1 ヶ月の売上高は、①令和 2 年 2 月の売上高又は②令和 2 年 2 月 18 日から令和 2 年 3 月 17 日までの合計売上高などで確認させていただきます。</p> <p>なお、その際には帳簿等を確認させていただくことがございます。</p> <p>Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、店舗増加（もしくは合併、業種の転換など）により、前年（前々年）同期と単純に比較すると売上は増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。</p> <p>A 前年（前々年）同期と比較するのが馴染まない場合でも、ご利用いただけることがありますので、お申込みや面談の際にご相談ください。</p> <p>・出典：https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq.pdf</p>
<p>店舗増加による前年と比較して売上が 5%減少しているが、1 店舗ごとの売上は 5%以下に下がっている。これをどう説得すればよいのか？</p>	<p>日本公庫の Q&A 集にも、「前年同期と比較するのが馴染まない場合でも、ご利用いただけることがあります」と書かれています。それを説明するには、店舗ごとの売り上げ実績を見せることが最も分かりやすいと思われます。セーフティネット保証についても同様です。</p>
<p>借りすぎて返済できなくなったらどうするのか？</p>	<p>様々な意見があると思われます。多くの経営者がそういう不安を抱えていると思います。しかしながら、コロナ拡大している今現在、「その時に考えましょう」としか言いようがありません。今は手元資金を厚くしてほしいと思います。また、据え置き期間は長期で交渉してみてください。また、同時に「既存融資の借り換え」（運転資金を短コロ、1 本化など）も検討してください。しかしながら、旧債振り替えには</p>

	<p><u>十分に注意してください。</u></p> <p>結果として返済できなくなった場合は、リスケジュールしましょう。借りたばかりですぐにリスケをするというのは、当然、金融機関としては困ります。しかしながら、こういう流れも一案として頭にいれておきましょう。</p>
<p>借り換えをして毎月の返済を減らしていこうと思う！</p>	<p>それも同時に検討してください。しかしながら、コロナ影響によって、さらに売上・利益が減少すれば、さらにキャッシュインも減少するかもしれません。その場合、いくら返済額を減らしても手元資金が増えることは困難になるでしょう。できる限り、今は同時に「手元資金」を増やすことを第一に検討してください。(様々な見解があることは承知しています。)</p>
<p>借りすぎて金利の負担が増えたらどうするのか？</p>	<p>多くの経営者の皆さんがそういう不安を感じていると思います。「資金を借りるのはいいが、金利負担も相当なものだ！」と思われていることでしょう。しかしながら、今はそれより手元資金を厚くすることを優先してほしいと思っています。</p> <p>日本公庫の無利子融資が対象になる事業者の方はそれを利用してください。また保証制度については、地元の自治体の利子補給制度などについて必ず確認してください。セーフティネット保証の利子補給や保証料補助など、また独自のコロナ対策融資を実施している自治体もあります。</p> <p>以下のように検索をして地元自治体の支援制度を検索して内容を確認してみてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「●●市 セーフティネット保証」 ・「●●市 コロナ 融資」
<p>今回、いったいどれくらい借りることができるのか、教えてほしい！</p>	<p>様々なことが言われています。たとえば・・・、無利子融資は「既存残高を含めて6000万円まで」「売上げの2か月分若しくは原価と経費の3か月分が限度」「月商の1～1.5か月分が限度」など、多くの専門家が様々なことを発しています。これらの意見はどれも正解です。しかしながら、<u>どのような企業にも、あらゆるシーンにも、当てはまる絶対的に確定している100%正しい基準ではありません。</u></p> <p>基本は、年間に生み出されるキャッシュフローが返済原資ですから、そのキャッシュで返済できる範囲が総額の限度額となります。他に、債務償還年数10年以内とか、月商倍率をベースに月商の3か月分が限度など、様々な見方があります。つまり、売上・利益の規模、CF、既存融資の残高、資金使途の妥当性など、様々な視点から判断されるのがセオリーです。</p> <p>今、このコロナ影響下においては、迅速な手続きが必要になります。そのためにはせめて、簡単(概算)でいいので必要資金を試算して直ぐに手続きをしてほしいと思います。融資を受けられたとして、結果として、やはり月商の2か月分などになると思われます。</p>

	<p>ちなみに、西村経済再生大臣が3月上旬頃に報道番組において「3,000万円までは2日で実行」ということを述べておりましたが、現場ではこの対応困難でしょう。しかしながら、申請書類の簡素化など、対応できることはやってくれていると思われます。</p>
<p>資金を借りてもどうやって売上を戻せばよいのか？ 改善プランなどない！</p>	<p>コロナ影響を受けている経営者の多くの皆さんが同様の不安を抱えているはずで。しかしながら、<u>現在のコロナ拡大の中、誰もが先のことなど分かりません。それを最優先に考えてしまいますと、身動きが取れなくなる可能性があります。</u>まずは手元資金を厚くしてから考えましょう。</p> <p>資金繰りがさらに悪化すれば、毎日、資金繰りに追われます。そして、資金がショートすれば倒産してしまいます。もう改善策を考えるどころではありません。回答になっていないかもしれませんが、まずは手元資金を増やすこと！これを考えてみてください。</p> <p>また、参考になるかどうか、分かりませんが、以下の動画もご参考にしてみてください。</p> <p><参考>【新型コロナの影響を受けている飲食店さんへ】 売上V字回復の秘策！狂牛病に負けなかった焼肉店の話 https://youtu.be/An3H6UjwiIM</p>
<p>借りすぎて資金が余ったらどうするのか？</p>	<p>もし、コロナが早急に収束したら、余った資金をどうすればよいのか？と悩まれている経営者の方もいると思われます。また、一括返済したら違約金などの問題もあるのでどうすればよいのか？と思われる方もいらっしゃるようです。もちろん、それもリスクの一つかもしれませんが、<u>コロナ収束後の再生・改善のため、また売上アップための資金として活用してはいかがでしょうか。</u>また、その時になったら専門家などの相談をしてもよいと思います。</p>
<p>結局、倒産したとする・・・借りすぎたら個人保証が増えるじゃないか？！</p>	<p>そのリスクを感じている経営者の方もいらっしゃると思われます。様々なネガティブ要因をピックアップして検証した結果、事業撤退や廃業など、そういう選択肢も否定はしません。最小限の傷口に押さえるというのも間違いではありません。</p> <p>しかしながら、これは専門家としての回答になっているかどうか分かりませんが、「その時に考えましょう」という判断も間違いではないと思います。今は、<u>事業継続を第一の判断として、手元資金を厚くすることを第一として考えてみてはいかがでしょうか。</u></p> <p>なお、経営者保証に関するガイドラインというものがあります。このガイドラインの要件を満たしている企業においては無保証人でプロパー融資などを打診することも可能ではありません。しかしながら、ご想像がつくと思いますが、ある程度の業績や要件を満たしていないと困難です。どうしても個人保証がき</p>

	<p>になる方は、顧問税理士や融資、資金調達の専門家にご相談されてみてください。</p> <p><参考> 中小企業庁 経営者保証に関するガイドライン https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/</p>
<p>現在、日本公庫からしか融資を受けていません。民間金融機関からは融資を受けておらず、法人口座もメガバンクとネットバンクしかない。セーフティネット保証はメガバンクに相談すべきなのか？</p> <p>また、地銀、信金、信組さんと取引できるのか？</p>	<p>小規模事業者の場合は、こういうケースは珍しくないかもしれません。この場合は、<u>まずは、日本政策金融公庫に取り急ぎ相談・手続きをされてください。</u></p> <p>民間金融機関から融資を受けていない事業者の方は、<u>顧問税理士がいれば、民間金融機関を紹介してもらえるかどうか相談するようにしてください。</u>それが無理な場合は、最寄りの<u>地方銀行、信用金庫、信用組合に対応してくれるかどうか電話にて確認をしてみてください。</u>また同時に信用保証協会にも相談をして、<u>信用保証協会から金融機関を紹介してもらえるかどうか確認されてみてください。</u>また、<u>日本公庫に相談する際に、「どこか信用金庫か信用組合を紹介していただくことはできませんか？」</u>とお願いしてみてください。現在、日本公庫と民間金融機関と協調融資などで連携していますので、ご紹介してくれるかもしれません。従来は、日本公庫も信用保証協会もこのような紹介はしていませんでしたが、様々な経緯により、状況にもよりますが現在は紹介などをする役割も担うようになっています。</p>
<p>直近にて融資／保証を受けたばかりですが、また融資／保証を受けることはできるのか？</p>	<p>限度枠内でしたら制度上は可能性があります。もちろん、審査の上決定されますので謝絶されることもあります。<u>コロナウイルスの拡大によって大きな影響を受けていることをしっかりと伝えてください。</u></p> <p>なお、日本公庫のQ&A集の中では以下のように書かれています。</p>

	<p><現在ご利用中の方について></p> <p>Q 先日、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口にご相談して、<u>融資をしてもらったばかりですが</u>、<u>新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件に変更してもらえますか</u>？</p> <p>A 1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、<u>ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用</u>することができます。 お手続きについては、改めてご案内いたします。</p> <p>Q <u>年末に融資をもらったばかりですが</u>、<u>新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化</u>しました。再度、<u>融資の相談</u>はできますか？</p> <p>A <u>直近でご利用いただいた方であっても</u>、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気兼ねなくご相談ください。</u></p> <p><創業して間もない方について></p> <p>Q <u>創業して1ヵ月ですが</u>、<u>新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資対象</u>になりますか？</p> <p>A 誠に申し訳ございません。創業後3ヵ月未満の方は、<u>新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資</u>はご利用いただけません。 創業して間もない方向けの新規開業資金や女性、若者／シニア起業家支援資金など、<u>お客さまに応じたご融資制度をご案内いたします</u>ので、ご相談ください。</p> <p>Q 半年前の創業時に融資を受け、<u>返済が始まったばかり</u>です。<u>新型コロナウイルス感染症の影響で、創業時に立てた売上計画の達成が困難になり、資金繰りも悪化</u>しています。追加融資の相談はできますか？</p> <p>A <u>ご返済が始まったばかりの方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気兼ねなくご相談ください。</u></p>
<p>直近にて融資を断られたばかりですが、融資をしてもらえる可能性はあるのか？</p>	<p>現時点（2020年3月1日作成時点）においては、<u>コロナウイルス拡大による緊急的な有事</u>ですので、<u>あらためて相談をしてみてください</u>。もちろん、倒産寸前のような事業者には融資をすることはできませんが、ひとまずは相談されることをお勧めします。可能性はゼロではありません。できれば、一度、顧問税理士、又は資金調達の専門家に相談することをお勧めします。</p>
<p>現在、リスケジュール中ですが、<u>コロナ関連の支援融資制度の利用</u>はできるのか？</p>	<p><u>正直、「大丈夫です。利用できます」とは回答できませんが、各窓口にご相談、手続きをされることをお勧めいたします。政府、行政からは「既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。」と発信されていますが、だからといって、そういう状況の会社にも無</u></p>

	<p>条件で融資をしているわけではありません。</p> <p>たとえばですが、コロナ拡大の以前から、条件変更をしていたが、再生計画に基づいて順調に回復していた、という状況であれば、前向きに支援を検討ししてくれる可能性が高いと思われます。</p> <p><参考>新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ（チラシ）</p> <div data-bbox="853 336 2107 592" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>業績悪化のため 既に受けた債務の 条件変更をしたが、 追加の運転資金を 調達したい方には</p> </div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; text-align: center;"> <p>コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の 対象からは外れません</p> </div> </div> <p style="font-size: small;">新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。</p> </div> <p>・ 出典：https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer.pdf</p>
<p>公的制度だけではなく、プロパー融資もしてもらえるのか？</p>	<p>もちろん、業績のよい企業の場合は、取引先の金融機関にプロパー融資で即対応できないかどうか確認してください。プロパーの方が実行は早いと思われます。同時にセーフティネット保証やセーフティネット貸付などの利用も検討してください。</p>
<p>事業計画書や改善計画書などは必要か？必要な場合はどの程度まで作成すればよいのか？</p>	<p>現在、政府から各関連機関に対して提出書類を減らすなどの要請ができていますが、やはり、それでも簡潔な資料は準備しておいた方がベターだと思われます。現在は、平常時の融資申請とは状況が異なりますので、A4で<u>1~2枚</u>くらいでまとめてはいかがでしょうか。項目としては以下の内容で十分だと思います（あくまでも一例です。これ通りでなければいけない、ということではありません）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コロナウイルスの影響による売上高等の状況について 2. 今後の売上高等の計画について 3. 必要資金額と資金用途について 4. 改善策について 5. その他要望 <p><以下の説明は2020年3月25日に執筆しております。これをご承知ください。></p>

まずは「1. コロナウイルスの影響による売上高の減少について」ですが、3月決算の会社であれば、直近2期分「2018年4月～2019年3月」「2019年4月～2020年3月」までの月別の損益実績表を提出できると理想です。月別「試算表」を提出してもよいのですが、月ごとの時系列に一覧できるPL形式の実績の方が金融機関さんも見やすいです（A3サイズで2枚（2期分））。または前年と比較できるような資料があればそれでも問題ありません。一度、顧問税理士さんなどをお願いしてみてください。

それができれば理想ですが、無理な場合は、直近三か月（1月、2月、3月）の売上高だけでも結構ですから算出してみてください。それが前年の同月とどのように減少しているのか？について記載してください。これらの内容は「認定申請書」や「売上減少の申告書」と同じ内容になるので、必要ないのかもしれませんが、もし、1～2枚の資料としてまとめるのなら簡単に書いておきましょう。たとえばこのようなイメージです。

<直近の売上高の推移>

	1月	2月	3月
2019年	万円	万円	万円
2020年	万円	万円	万円
前年比／減少率			

次に「2. 今後の売上高等の計画について」ですが、正直予測のしようがありません。コロナがいつ収束するのか、神様以外はわからないからです。東京オリンピックも1年延期が決定されました。ワクチンや薬、治療法がいつ完成するのも不明ですから、予測のしようがありません。それでも何かしらの基準を設定して試算する必要はあるでしょう。もし、現時点（3月下旬執筆時）で考えるのなら、今後3か月（4～6月）は、2020年3月と比較して、さらに売上高が減少する可能性があります。そういう理由から特に4～6月の落ち込みは最悪の試算をした方がベターかもしれません。理由としては、オリンピックの延期が決定され、緊急事態宣言などがもし実施されるとしたら、さらなる政府からの外出禁止の要請などが発せられる可能性があるからです。もし、多少の回復が見込めるとしたら「夏」の前後かもしれません。一般論ですが、「ウイルスは夏になると活動が弱まる」という理由からです（コロナもそうなのかわかりません!!）。そして7～8月から回復基調に乗り、そこから年末、来年にかけて何とか業績を戻していく…というようなイメージでしょうか（来春にオリンピックが開催されるという見方もあるそうです）。そういう前提で事業計画や必要資金などを簡潔に試算されてみるのも一案です。しかしながら、これはあくま

	<p>でも想定であって、誰にもそのようなことは分かりません。批判的な意見を持たれた方もいると思われませんが、あくまでも参考程度・・・にしてください</p> <p>次に「3. 必要資金額と資金使途について」ですが、2の内容をもとに試算してください。資金使途を示すには、できれば簡単な資金繰り表（計画表）があれば理想ですが、大雑把に売上高の1~2か月分や「仕入れ」及び「販管費」の3か月分など、そういう試算でもよいのかもしれませんが。そうはいうものの、やはり、できれば簡単な資金繰り計画表を作成して、今後1年~1年半（又は2年？）くらいは資金ショートしないようにするには資金がどれくらい必要なのか？という視点から必要資金を算出してみてください。特に1年~1年半という期間設定に明確な根拠はありませんが、コロナが夏から秋に収束したとしても、財務基盤の弱い中小事業者の資金繰りが安定するにはやはり時間を要すると思われま</p> <p>次に「4. 改善策について」ですが、これも正直、書きようがありません。緊急事態宣言などが発せられればさらに人が外を歩かなくなるかもしれない・・・ということになれば、対策のしようがありません。それでも、自社で出来ることを絞り出してください。たとえば、どのような状況であれ、自身でやることはやりましょう。やるしかありません。それを箇条書きで構いませんので記載してみてください。また、マーケティングの専門家に相談してもよいのかもしれませんが。</p> <p>最後に「5. その他要望」についてですが、あれば何でも要望してみてもよいと思います。既存融資との一本化や経常運転資金に関しては短期継続融資にしてみようなど、また銀行などには、資本性ローン的な融資が可能かどうかなど、あらゆる可能性を打診してみてください。</p> <p>以上、目安的なサンプル提示をさせて頂きましたが、もっと簡素化してもよいかもしれません。単に「必要資金額と今後の当社でできるコロナ対策及び要望について」みたいな箇条書き文書でもよいかもしれません。</p>
<p>コロナ特別貸付やセーフティネット保証などを他の融資の借り換えに使ってもよいのか？また、他の投資など（金融商品などの投資資金）に充てたいが問題ないか？</p>	<p>この相談をいくつか受けておりますが、コロナ特別貸付制度やセーフティネット保証は、そういう目的のための制度ではありません。また、民間金融機関からも万が一、そのような提案がされてもそれには応じない方が賢明だと思います。その他、セーフティネット保証を使って、既存のプロパー融資を借り換えさせようとする提案（旧債振り替え）をされても断るようになってください。</p> <p>また、コロナ特別貸付制度やセーフティネット保証を金融商品への投資などに使うことは資金使途違反に当たると思われます。また、コロナ特別貸付は、コロナ拡大の影響を受けている事業者様向けに用意された原資です。それを忘れないようにして頂きたいと強く思います。</p>

<p>公的融資、プロパー融資以外に資金調達の方法はあるのか？</p>	<p>このような有事の際は、あらゆる全ての選択肢を否定せずに検討するようにしてください。たとえば、以下のような方法があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. ノンバンクからの融資 <ul style="list-style-type: none"> ・無担保融資 例) ビジネクスト https://www.businext.co.jp/ ・不動産担保融資 例) アサクス https://www.asax.co.jp/ ・AI 融資/オンラインレンディング 例) アルトア https://www.altoa.jp/ など 2. ファクタリング（債権の譲渡による早期現金化） <ul style="list-style-type: none"> ・2社間ファクタリング ・3社間ファクタリング ・オンラインファクタリング 3. 小規模企業共済、セーフティ共済の契約者貸し付け 4. 法人保険の契約者貸し付け 5. 消費者金融、銀行などの個人向けローン </div> <p>これらの方法がありますが、<u>一長一短</u>あります。よって十分に検討してから利用するようにしてください。利用を検討する際には、一度、顧問税理士の意見をきいてみるのもよいかもしれません。</p> <p>小規模やセーフティ共済については、中小機構までお問い合わせください。貸付制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済制度 https://www.smrj.go.jp/kyosai/ <p>法人保険の契約者貸し付けについては、保険会社や代理店にお問い合わせください。特に審査がなくスピーディーに対応してくれるはずです。</p> <p>5の消費者金融に関しては事業性用途を対象とはしていませんが、経営者も消費者（個人）でもあります。業績の悪化に伴って報酬などが取れない場合は、生活費などで消費者金融を利用することも有り得るでしょう。また銀行や信金などの個人向けローンもある、ということも認識しておきましょう。</p>
<p>今回のコロナ対策として補助金を活用したい。どのような制度の公募がされるのか？</p>	<p>第1弾にて、生産性革命推進事業として「三大補助金」による優先的支援が公表されました。具体的には、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者に対して、<u>加点を設けて、影響を受けている事業者に対して特例措置が実施されます。</u></p> <p>現在、以下の公募が開始されています。</p>

	予定
ものづくり・商業・サービス補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・公募開始：令和2年3月10日（火）17時～ ・電子申請受付：令和2年3月26日（木）17時～ ・応募締切：令和2年3月31日（火）17時（1次締切） <p>※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年5月（2次）、8月（3次）、11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）</p> <p><詳細> https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html</p>
持続化補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・公募開始：令和2年3月10日（火）18時～ ・電子申請：準備中 ・応募締切：令和2年3月31日（火）当日消印有効（1次締切） <p>※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月（2次）、10月（3次）、2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）</p> <p><詳細> http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ https://r1.jizokukahojokin.info/</p>
IT導入補助	<ul style="list-style-type: none"> ・公募開始：令和2年3月13日（金）15時～ ・電子申請受付：令和2年3月13日（金）15時～ ・公募締切：令和2年3月31日（火）17時（臨時分：1次締切） <p>※令和2年度内に、令和2年6月、9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）</p>

	<p><詳細> https://www.it-hojo.jp/2020emergency/</p>
<p>コロナウイルスの影響で業績が悪化して、借入金の返済ができそうにない。ノンバンクなどを利用してでも資金調達した方がよいのか、リスケジュールをした方がよいのか？どう判断すればよいのか？</p>	<p>緊急事態の状況下では、あらゆる選択肢を検討する必要があります。「ノンバンクを使ってまで資金繰りの必要があるのか？」「それならリスケをした方がよいのでは？」については、一言では申し上げることはできません。ただ、言えることは、キツキツ状態でノンバンクから借りるのならリスケジュールをお願いした方が得策かもしれません。つまり、<u>今現在、返済のための借入金が必要となるのならリスケジュールを選択する方がよいの</u>かもしれません。また、リスケ中でもノンバンクから借入れをすることは可能な場合もあります。判断がつかない際は、顧問税理士又は専門家にご相談するようにしてください。</p> <p>なお、金融庁、経産省から条件変更の柔軟な対応については要請が公表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <中小企業庁>新型コロナウイルス感染拡大に伴い政府系金融機関等に対し配慮要請 https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200207005/20200207005.html ・ <金融庁>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200207.html <p>また、「こういう状況だからいくらでも資金はあった方がよい。そのためにノンバンクからだって借りておきたい」というポジティブな判断に基づくのなら、この判断を否定はしません。</p>
<p>政府から日本公庫や民間の銀行などへの対応配慮の要請が出ていると聞きましたが、どのような内容か？</p>	<p>上記の解説も参考にしてください。</p> <p>また、3月25日現在では以下のような要請が発せられています。</p> <p><政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております></p> <p>【当面の貸付業務について（2月7日）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①適時適切な貸出 ②返済猶予等の既往債務の条件変更 ③企業の実績に応じた十分な対応 ④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して） <p>【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①迅速かつ積極的に対応 ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応

	<p>③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明</p> <p>【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】</p> <p>①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと</p> <p>②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること</p> <p>【経済産業大臣と政府系金融機関・信用保証協会連合会のトップとの面談（3月16日）】</p> <p>・大臣から政府系金融機関と信用保証協会連合会のトップに対して融資現場の実態把握を行い、最大限の対応を直接要請。</p> <p>なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、<u>事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）</u>を実施するよう、計4回要請を行っております。</p>
<p>コロナ対策用の融資制度などで出来るだけ借入れをして、直ぐにリスケジュールをしても問題ないのか？</p>	<p>そのようなやり方を推奨している一部の専門家もいるようです。これに関しては、確かに強引にでも出来ないことはありません。しかしながら、これを計画的にやるとしたら・・・融資をして直ぐにリスケをされる貸し手側の金融機関の立場はどうでしょうか？</p> <p>たとえば、借りるだけ借りた・・・しかしながらどうしてもその数か月後さらに業績の底がやってきて既存融資の返済ができなくなったので、リスケをせざるを得なくなったとして、その状況を貸し手側が理解をしてくだされれば、可能なのだと思います。微妙な表現でなかなかニュアンスが伝わらないかもしれませんが、個人的にはお勧めできません。</p> <p>また、政府から出ている資料などから借入れたらリスケをしてもよいと感じ取れる表現もあるようです。しかしながら、正確にはそういうことではありませんので、誤解のないようにしてください。</p> <p>＜参考＞新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ（チラシ）</p> <div data-bbox="853 1161 2069 1406" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px; width: 30%; text-align: center;"> <p>売上減少に伴い、 既に受けた債務の 返済ができない 方には</p> </div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 10px; width: 70%; text-align: center;"> <p>取引金融機関等に既に受けた債務等の 条件変更を相談ください</p> <p>経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。</p> </div> </div> </div>

	<p>・ 出典 : https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer.pdf</p>
<p>資金繰りが悪化しているために社保や税金の納付、納税ができません。また、資金繰り改善のために社保や税金の猶予の手続きをしたいと思っておりますが、リスクはありますか？</p>	<p>それも一案です。現実的にそういう対応も必要になると思います。考えられるリスクとしては、これらの未払い、未納が発生した場合は金融機関としては積極的な融資をしにくくなる、ということです。これは原則論であって、現在のコロナ拡大の状況下においては、税金などの未納があるだけで、今後の資金調達活動に影響が出るのかどうか・・・これについては何とも言い難いです。</p> <p>そういう点についても理解しながら顧問税理士、顧問社労士さんなどと相談をして決めるようにして下さい。なお、現在、コロナ対策として政府から「厚生年金保険料等の猶予制度」「税務申告・納付期限の延長」「国税の納付の猶予制度」「地方税の猶予制度」については公表されています。</p> <p><参考>経産省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf</p>

<本資料に関するお問い合わせ>

認定経営革新等支援機関（認定支援機関）

行政書士サポートオフィス横浜

行政書士 安藤 優介 （認定経営革新等支援機関 104114000214）

〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1丁目8番9号

仲町台フェニックスコート508号室

電話 045-532-5125 / FAX 045-532-5126 / E-mail: ando@e-ml.net

(ホームページ)

<http://sogyo.yokohama/>

<https://kouko-yokohama.jimdofree.com/>

<コピー・配布ご自由にどうぞ>

本資料をぜひ皆さまで共有して、お役立ていただけると幸いです。

一人でも多くの中小企業経営者様、関係者様のお役に立てばと願っております。

ただし、内容や体裁などの変更や有料販売するなどの行為はご遠慮くださいませ。

<資金調達、資金繰りに関するお問い合わせについて>

当事務所は、「行政書士 安藤 優介」の一人体制であり、小さいながらもご縁のあった経営者・事業者様のサポートをさせていただいております。ご相談に関しては、ホームページ・お電話にてお問い合わせください。